

國立臺北大學 107 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（法理學組、公法學組、民事法學組、
刑事法學組、財經法學組）

科目：日文

第 1 頁 共 2 頁

☐可 ☒不可 攜帶任何參考資料及電子資訊用具

一、請在()內填入適當的助詞。(每小題 2 分，共 10 分)。

- 1.私はイタリア料理()好きです。
- 2.私はパソコン()欲しいです。
- 3.私は木村さん()花をあげました。
- 4.タクシー()うちへ帰ります。
- 5.きのう会社()休みました。

二、_____内應該填入何者，請在選項中選出一個最適當的答案。(單一選擇題，每小題 2 分，共 20 分)。

- 1.いくら丈夫でも、こんなに働かされては平気でいられる_____。
(A)わけがある (B)わけである
(C)わけがない (D)わけのない
- 2.大学を卒業した後どんな職業につくべきか、迷っている。会社員になるか_____、学校の先生になるかだ。
(A)それほど (B)それでも
(C)それとも (D)それでは
- 3.いつも静かてやさしいあの人がそんなことを言ったなんて、ちょっと信じ_____。
(A)ざるをえない (B)がたいことだ
(C)ずにいられない (D)すぎないことだ
- 4.今日の音楽会はすばらしかった。私の聞いた_____では、今までで最高の演奏だった。
(A)以来 (B)以上
(C)うえ (D)なか
- 5.彼女は一番行きたかった大学に合格し、うれしさの_____跳び上がった。
(A)ともに (B)あまり
(C)ばかり (D)たびに
- 6.先日起きた事件_____人々に恐怖感を与えた事件はないだろう。
(A)だけ (B)こそ
(C)ほど (D)ばかり
- 7.もう酒は飲まないと決めた_____、どんなに誘われても絶対にそれを守りたい。
(A)わけは (B)以内は
(C)うちは (D)以上は
- 8.今、対策をたてないと、大事故につながる_____がある。
(A)気味 (B)一方
(C)おそれ (D)あまり
- 9.兄のへやにはラジオやテレビ_____があります。
(A)も (B)など
(C)と (D)や
- 10.目の中にゴミ_____入って、いたいです。
(A)を (B)が
(C)に (D)で

試題隨卷繳交

接背面

國立臺北大學 107 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（法理學組、公法學組、民事法學組、
刑事法學組、財經法學組）

科 目：日文

第 2 頁 共 2 頁

☐可 ☒不可 攜帶任何參考資料及電子資訊用具

三、請將下列漢字注上假名。(每小題 2 分，共 20 分)

1. 自動車
2. 事務所
3. 宿題
4. 速達
5. 雜誌
6. 友達
7. 手帳
8. 封筒
9. 旅行
10. 約束

四、請將下列短文翻譯成中文。(共 20 分)

天皇陛下の退位を実現する特例法が6月9日、参院本会議で自由党を除く全党・全会派の賛成で可決、成立した。その後、皇族や三権の長らでつくる「皇室会議」での意見集約を受け、政府は12月8日、陛下の退位日となる特例法施行日を2019年（平成31年）4月30日とする政令を閣議決定した。翌5月1日に皇太子さまが即位され、新しい元号となる。

天皇の退位は1817年の光格天皇以来で約200年ぶり。退位後、陛下は「上皇」、皇后さまは「上皇后」となられる。祝日の「天皇誕生日」は12月23日から、皇太子さまの誕生日の2月23日に変更される。皇位継承順位1位の「皇嗣」となられる秋篠宮さまについては、皇族費を3倍に増額する。

政府は年明けに、菅官房長官をトップとする委員会を設け、元号の選定や儀式のあり方などの検討を本格化させる。新元号は、改元に伴う国民生活への影響を最小限にとどめるため、2018年中に事前公表される見通しだ。

(引自読売新聞，2017 年日本の 10 大ニュース，「天皇退位特例法が成立。19 年 4 月末退位、5 月改元へ」，
<http://www.yomiuri.co.jp/feature/top10news/20171222-OYT8T50045.html>)

五、請將下列短文翻譯成中文。(共 30 分)

NHK の受信料制度が憲法が保障する「契約の自由」に反するかどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）は6日、制度を「合憲」とする初判断を示した。国民が公平に財源を負担してNHKを支える制度の合理性を司法が認めた形となる。今後の公共放送のあり方を巡る議論や、約900万世帯に上る未契約者からの受信料徴収にも影響を与えそうだ。

今回の裁判は2006年にテレビを設置した後、「偏った放送内容に不満がある」と受信契約を拒んでいた東京都内の60代男性を相手取り、NHKが契約締結や未払い分の支払いを求めて11年に提訴。NHKはこれまで未契約者に対する同種訴訟を約300件起こしているが、最高裁が判決を出すのは今回が初めて。

放送法64条は、テレビなどの放送受信設備を設置した世帯や事業所は「NHKと受信契約をしなければいけない」と規定する。この規定を巡り、男性側は「罰則はなく、努力義務に過ぎない。契約を強制する規定だとすれば憲法に違反する」と主張。NHK側は「放送法が定める『豊かで良い放送』をするために受信料制度は不可欠で、合理性や必要性がある」などと反論していた。

1、2 審は、契約は義務と認めた上で受信料制度は「公共の福祉に適合し必要性が認められる」と合憲判断。男性に未払い分約20万円の支払いを命じた。双方の上告を受け、最高裁は昨年11月、15人の裁判官全員で憲法判断や重要な争点の判断を行う大法廷に審理を回付していた。

(引自毎日新聞，「NHK 受信料:制度は「合憲」最高裁が初判断」，2017 年 12 月 6 日，
<https://mainichi.jp/articles/20171206/k00/00e/040/327000c>)

試題隨卷繳交